

省エネ法の権限に係る国と地方の在り方について（案）

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）により、省エネ法の地方分権については、「関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされているが、現在の検討状況は以下のとおりとなっている。

1. これまでの省エネルギー小委員会における議論

第13回省エネ小委における議論において様々なご意見を頂いたところ、特に①地方側でも、責任ある執行体制を構築できること、②省エネ法の執行に地域性があるはず、全国的に整合的・統一的な運用を担保することが重要との指摘を受けた。こちらを踏まえ、平成27年8月7日にセットされた省エネ小委とりまとめで、今後整理が必要な事項として下記について検討を進めていくこととなった（参考資料1-1参照）。

【省エネルギー小委員会取りまとめ 抜粋】

（今後検討が必要な事項）

- ・ 執行体制の構築
- ・ 人材の確保
- ・ 措置の公平性
- ・ 情報の取り扱い（目的外使用の禁止等）
- ・ 国における関与（並行権限の保持）

2. 地方自治体等との調整状況等

（1）上記の取りまとめで整理が必要とされた内容について、提案団体である九州地方知事会と神奈川県に対し平成27年8月3日に質問表を送付し、8月12日に回答を頂いた（参考資料1-2参照）。

回答の内容を整理すると以下のとおり。また、これらの対応に必要な予算については、国の権限移譲により浮いた事務分の予算・金額を地方自治体に配分・手当てする旨の回答があった。

- ① 執行体制の構築については、両自治体ともに、業務実行に必要な組織・人材の確保等を行い体制構築を検討していく考え。
- ② 人材の確保については、既存の温対条例担当人材との併用でエネルギー管理士等の資格を有する職員を配置することや、非常勤職員の採用など

の取組を行う考え。なお、当該職員を国の研修や会議等に参加させる旨を回答。

- ③ 措置の公平性については、国が地方自治体にマニュアル等の資料を提供したり（両自治体）、県の担当職員を国の研修や会議等に参加させる（九州地方知事会）ことにより確保できる旨を回答。
- ④ 情報の取り扱いについては、両自治体ともに情報管理規程等を策定しており、セキュリティ保持に取り組むとしている。なお、神奈川県では、省エネ法に基づく指導と温対条例に基づく指導等を一体的に行う旨を回答。
- ⑤ 国における関与については、九州地方知事会は国の並行権限を認めるとしており、神奈川県は並行権限について言及なし。

（２）本件については内閣府との調整を行ってきたが、地方分権改革の勧告（平成８年）や地方分権推進計画（平成１０年）、参議院の附帯決議（平成１１年）、法定受託事務のメルクマール（平成１０年）を踏まえて判断すると、今後、地方自治法を所管する総務省との協議を進めた場合においても、国の並行権限の保持が認められる可能性は低いと考えられる。（参考資料１－３、１－４参照）。

3. 検討事項の評価・整理

今後整理が必要とされた５項目のうち、「執行体制の構築」及び「人材の確保」については、必要な予算は国の権限移譲により浮いた事務分の予算・金額を地方自治体に配分・手当てする前提で、関係自治体から必要な取組を行うとの回答が得られた。

「情報の取り扱い」については、セキュリティ保持について回答を得たものの、省エネ法に基づき取得した情報の目的外使用を行うとも受け取れる回答があり、更に検討及び確認を要する内容であった。

「措置の公平性」については、全国知事会に提案頂いている手挙げ方式で権限移譲が行われた場合、国のマニュアル等や研修・会議等を活用する旨の回答を得ているところ。省エネ小委でも省エネ法の執行が自治体独自の裁量や判断による運用となることに強い危惧の声があり、措置の公平性を担保するには国の執行と一体となることが必要であるとして議論の方向性が示されている。しかし、国の並行権限の保持は２．（２）に記述したとおり認められる可能性が低く、今回の回答では問題解決を担保するには至っていない。

（注１）平成２０年度に省エネ法の規制対象が事業所単位規制から事業者単位規制に変わった趣旨が、部分最適を目指すことが必ずしも全体最適とはなら

ないということであることを考慮すると、都道府県をまたがって事業所を有する事業者も対象となる省エネ法においては、全国的に整合的・統一的な省エネ法の執行を担保することが必要との指摘を頂いている。(参考資料 1-5 参照)

(注2) 措置の公平性については、国のマニュアル等や研修・会議等の活用のみならず、立入検査等の一部法執行に必要な技能の習得と実施方法の平準化について、実際の現場における技能交流等が必要であるため、「国の並行権限の保持」により必要に応じて地方自治体との合同検査等を行うことも必要と考えられる。

4. 今後の対応 (案)

上述のとおり、整理が必要とされた5項目について検討したところ。「措置の公平性」を担保するために必要な「国の並行権限の保持」が見込めないと考えられることから、5項目を全て満足する内容に至っていない。

従って現時点では省エネ法に係る業務の権限移譲は実現困難な状況にあるものの、引き続き、関係府省庁や地方自治体の意見や考え方等について情報収集及び協議を行うとともに対応方法の検討を進め、今後開催予定の省エネ小委で結論を出すこととする。

5. 地方自治体との連携の在り方

省エネ小委において意見のあった、地方自治体によるきめ細やかな法執行の観点から、地方自治体への情報提供については、目的外使用の禁止等の検討事項を踏まえて具体的な対応方法を検討していくことが必要。